

Okakenkyo News Letter

2024
9月
853号

岡山県建設業協会 **会報**

- ②公共事業労務費調査（令和6年10月調査）
の実施について
- ③岡山県下公共工事の動向（8月分）
- ⑦建退共だより
- ⑨法律相談コーナー
- ⑩建設業福祉共済団からのお知らせ
- ⑫建設業総合補償制度のご案内
- ⑭岡山県からのお知らせ



日生大橋[備前市] (提供：岡山県観光連盟)

公共事業労務費調査（令和6年10月調査）の 実施について

国土交通省

このたび、国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長から全建を通して下記のとおり今年度の公共事業労務費調査について協力依頼がありました。

本調査は、公共工事設計労務単価を決定するため、例年、10月に施行中の公共工事を対象として厳正に実施されているものです。昨年度に続き、今年度もオンライン調査と書面調査との双方の対応が可能となっておりますので、調査対象工事に選定された際には、調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

国不建キ第13号
令和6年6月28日

（一社）全国建設業協会会長 殿

（公共事業労務費調査連絡協議会事務局）
国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長
（公 印 省 略）

公共事業労務費調査（令和6年10月調査）の実施について

農林水産省及び国土交通省が実施する公共事業労務費調査につきましては、毎回ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本調査は、公共工事設計労務単価を決定するため、関係各位のご協力のもと、例年、10月に施工中の公共工事を対象として厳正に実施されております。

また、より効率的な調査とするべく、調査票等の提出・管理・審査をシステム上で行うオンライン調査について昨年度に本格運用を開始したところです。なお、昨年度の調査実施状況を踏まえ、今年度も昨年度同様、オンライン調査と書面調査との双方の対応を可能とするとともに、一部対面調査も残す形式といたします。

貴職におかれましては、従前より回答数の少ない職種の単価設定の観点も含め、調査の精度、透明性を更に高められるよう、別添の事項についてご理解とご協力をいただきますとともに、貴団体の各会員に対しても周知方よろしく願いいたします。

詳細は、当会ホームページの7月8日付お知らせに掲載しておりますので、ご覧ください。

岡山県下公共工事の動向 〈8月分〉

西日本建設業保証(株)岡山支店

I. 単月（令和6年8月）

1. 全般の状況

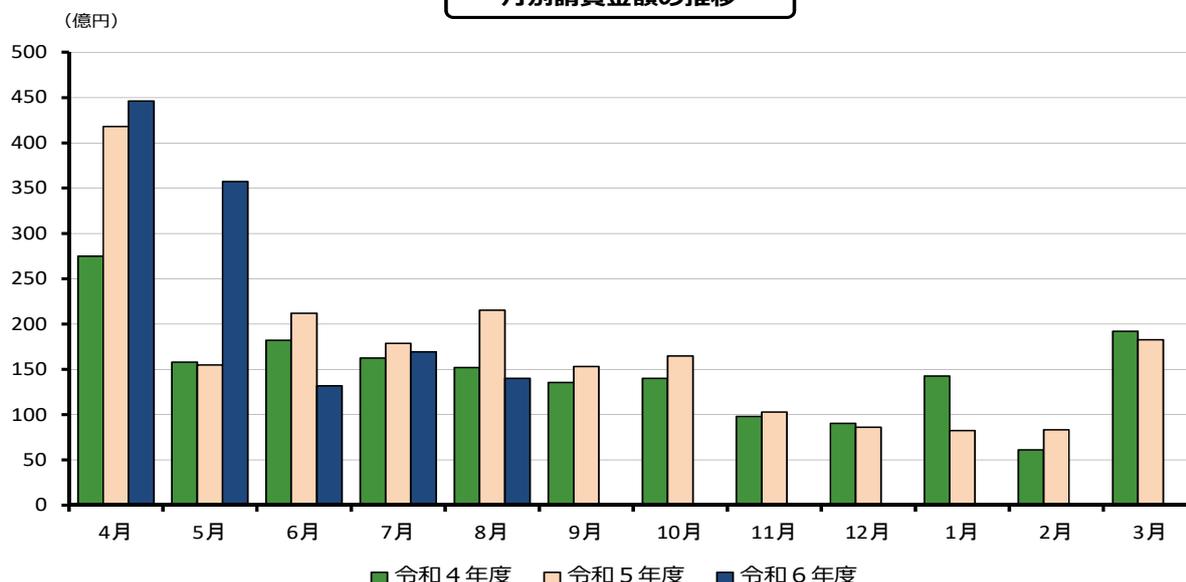
令和6年8月の岡山県の公共工事動向を当社の保証取扱からみると、件数は前年同月比2.8%減（11件減）の378件、請負金額は同35.0%減（75億円減）の139億円となった。

これを発注者別の請負金額で見ると、独立行政法人等で256.3%増、国で60.7%増となったものの、その他公共的団体で86.7%減、市町村で54.5%減、県で10.3%減となった。

（金額単位：百万円）

発注者別	件数	請負金額	増減		増減率	
			件数	請負金額	件数	請負金額
国	16	1,854	6	700	60.0%	60.7%
独立行政法人等	6	1,049	2	754	50.0%	256.3%
岡山県	160	4,003	▲10	▲459	▲5.9%	▲10.3%
市町村	195	7,065	▲8	▲8,480	▲3.9%	▲54.5%
その他公共的団体	1	7	▲1	▲48	▲50.0%	▲86.7%
合計	378	13,980	▲11	▲7,532	▲2.8%	▲35.0%
令和5年度	389	21,513	4	6,311	1.0%	41.5%
令和4年度	385	15,202	▲30	999	▲7.2%	7.0%
令和3年度	415	14,203	26	▲1,256	6.7%	▲8.1%
令和2年度	389	15,459	▲82	▲1,793	▲17.4%	▲10.4%

月別請負金額の推移



Ⅱ. 累計（令和6年4月～令和6年8月）

1. 全般の状況

令和6年度（令和6年4月～令和6年8月）の岡山県の公共工事動向を当社の保証取扱からみると、件数は前年同月比1.6%減（27件減）の1,631件、請負金額は同5.6%増（65億円増）の1,244億円となった。

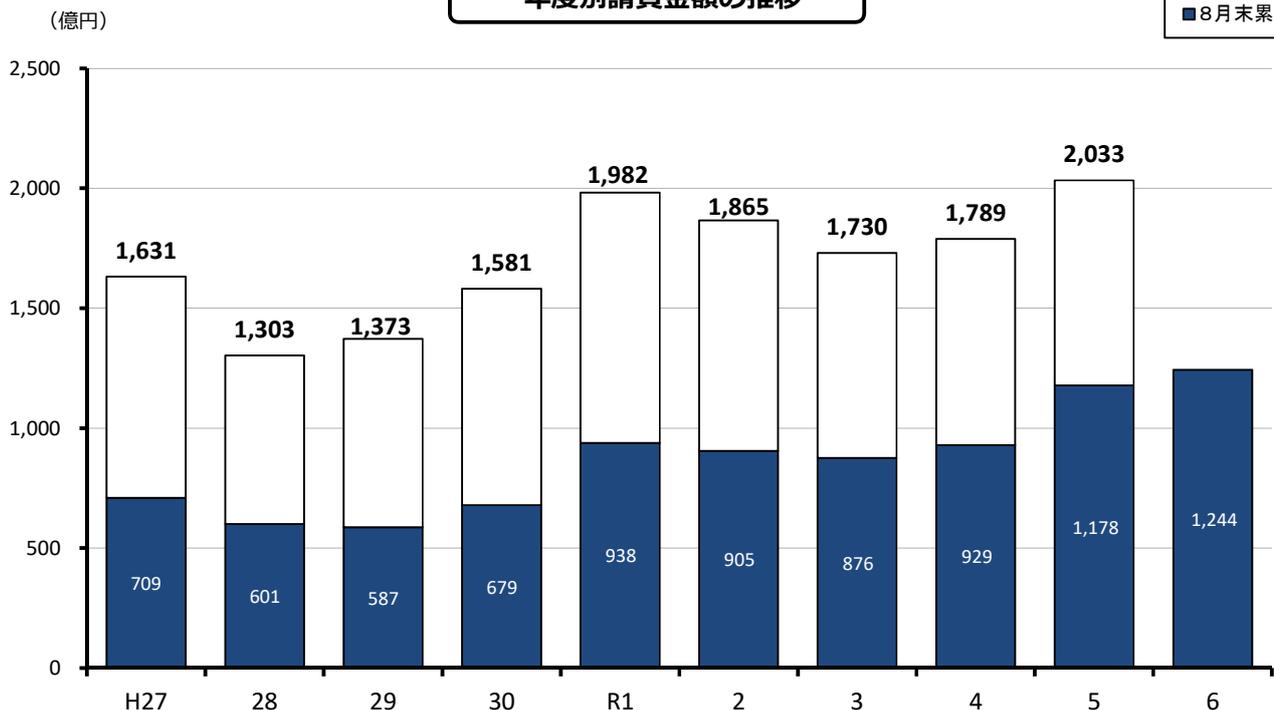
これを発注者別の請負金額で見ると、県で26.8%減、国で11.7%減となったものの、独立行政法人等で61.1%増、その他公共的団体で44.8%増、市町村で10.4%増となった。

（金額単位：百万円）

	件数	請負金額	増減		増減率	
			件数	請負金額	件数	請負金額
発注者別						
国	81	11,092	▲2	▲1,471	▲2.4%	▲11.7%
独立行政法人等	36	13,687	2	5,192	5.9%	61.1%
岡山県	611	17,416	▲4	▲6,392	▲0.7%	▲26.8%
市町村	885	75,275	▲14	7,092	▲1.6%	10.4%
その他公共的団体	18	6,958	▲9	2,152	▲33.3%	44.8%
合計	1,631	124,431	▲27	6,573	▲1.6%	5.6%
令和5年度	1,658	117,858	83	24,932	5.3%	26.8%
令和4年度	1,575	92,926	▲53	5,318	▲3.3%	6.1%
令和3年度	1,628	87,608	▲32	▲2,953	▲1.9%	▲3.3%
令和2年度	1,660	90,561	▲415	▲3,319	▲20.0%	▲3.5%

年度別請負金額の推移

■8月末累計



2. 地区別・発注者別請負金額の状況

(金額単位：百万円)

地区	請負金額	増減額	増減率	発注者	請負金額	増減額	増減率
岡山地区	48,065	8,823	22.5%	国	5,538	1,823	49.1%
				独法等	3,460	2,069	148.7%
				岡山県	6,332	▲6,085	▲49.0%
				市町村	31,349	11,610	58.8%
				その他	1,384	▲594	▲30.0%
東備地区	5,614	2,994	114.3%	国	311	14	4.8%
				独法等	2,823	2,755	4040.0%
				岡山県	1,082	234	27.7%
				市町村	1,396	▲9	▲0.7%
				その他	0	0	-
倉敷地区	29,577	▲11,623	▲28.2%	国	2,130	▲3,820	▲64.2%
				独法等	0	▲1,078	-
				岡山県	2,632	▲2,386	▲47.5%
				市町村	23,582	▲4,233	▲15.2%
				その他	1,231	▲104	▲7.8%
井笠地区	12,644	5,550	78.3%	国	2,374	230	10.8%
				独法等	1,230	1,082	729.0%
				岡山県	1,155	150	15.0%
				市町村	3,643	646	21.6%
				その他	4,239	3,440	430.3%
高梁地区	4,384	3,371	332.8%	国	18	3	22.4%
				独法等	303	228	305.1%
				岡山県	539	▲11	▲2.0%
				市町村	3,523	3,150	845.9%
				その他	0	0	-
新見地区	2,425	▲873	▲26.5%	国	87	45	108.7%
				独法等	271	▲602	▲68.9%
				岡山県	771	193	33.4%
				市町村	1,295	▲475	▲26.9%
				その他	0	▲33	-
真庭地区	8,633	▲69	▲0.8%	国	29	4	20.2%
				独法等	4,797	234	5.1%
				岡山県	1,602	328	25.8%
				市町村	2,203	▲637	▲22.4%
				その他	0	0	-
津山地区	8,791	643	7.9%	国	388	50	14.8%
				独法等	800	503	169.7%
				岡山県	2,340	1,411	152.0%
				市町村	5,158	▲765	▲12.9%
				その他	102	▲556	▲84.4%
勝英地区	4,294	▲2,244	▲34.3%	国	212	176	476.5%
				独法等	0	0	-
				岡山県	959	▲227	▲19.1%
				市町村	3,122	▲2,193	▲41.3%
				その他	0	0	-
合計	124,431	6,573	5.6%	国	11,092	▲1,471	▲11.7%
				独法等	13,687	5,192	61.1%
				岡山県	17,416	▲6,392	▲26.8%
				市町村	75,275	7,092	10.4%
				その他	6,958	2,152	44.8%

※各地区は、工事場所により区分しております。

【岡山地区】岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町

【倉敷地区】倉敷市、総社市、早島町

【高梁地区】高梁市

【真庭地区】真庭市、新庄村

【勝英地区】美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村

【東備地区】備前市、赤磐市、和気町

【井笠地区】笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町

【新見地区】新見市

【津山地区】津山市、鏡野町、久米南町、美咲町

3. 資本金階層別の状況

(金額単位：百万円)

資本金	件数	請負金額	増減		増減率	
			件数	請負金額	件数	請負金額
中小計	1,508	57,695	▲3	▲521	▲0.2%	▲0.9%
大手計	84	15,426	▲19	▲4,420	▲18.4%	▲22.3%
共同企業体	39	51,310	▲5	11,515	▲11.4%	28.9%
合計	1,631	124,431	▲27	6,573	▲1.6%	5.6%

※「中小」は、資本金3億円未満（個人含）

4. 工種別の状況

(金額単位：百万円)

工種	件数	請負金額	増減		増減率	
			件数	請負金額	件数	請負金額
土木	982	46,840	▲11	▲4,676	▲1.1%	▲9.1%
建築	197	51,009	22	13,915	12.6%	37.5%
電気	80	7,557	0	1,672	0.0%	28.4%
管	67	8,985	15	5,234	28.8%	139.5%
測量・調査・設計	232	2,868	▲39	▲130	▲14.4%	▲4.4%
その他	73	7,169	▲14	▲9,441	▲16.1%	▲56.8%
合計	1,631	124,431	▲27	6,573	▲1.6%	5.6%

(建退共だより)

建退共は 電子申請がラク!

今までの
申請業務を
電子申請方式で
スマート化!



電子申請方式で
建設業に
働き方改革を!



電子申請は良いことたくさん! 詳細は裏面へ

建設現場で働く労働者のための国の退職金制度です。

オンラインで
業務効率化!

工事関係書類の
電子化にも対応!

発注機関等への
提出作業が軽減!

建退共

KENTAIKYO

詳しい情報はこちら!

🔍 建退共

<https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp>



独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部 〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL 03-6731-2866



掛金納付をもっと便利に! 電子申請方式

8つのメリット

MERIT

1

金融機関窓口で共済証紙を 購入する必要はありません!

社内のPCから建退共の電子申請専用サイト(専用サイト)にログインの上、共済証紙に代わる「退職金ポイント」を購入できます。*1

MERIT

2

共済手帳への証紙貼付・消印や 下請への現物交付が不要です!

自社及び下請労働者の就労日数を専用サイトに登録することで、事前で購入した退職金ポイントから掛金が充当されます。専用サイト上で全て(自社・下請)の掛金納付が可能です! *2

MERIT

3

共済証紙受払簿の作成や 在庫管理が不要です!

専用サイトで退職金ポイント購入額や掛金充当額が自動管理され、社内のPCで確認できます。

MERIT

4

共済手帳の新規申込が オンラインで申請できます!

共済手帳の新規申込を専用サイトで申請することができます。その他共済手帳や共済契約者証の紛失による再交付も申請可能です。今後、オンライン申請ができる手続きを拡充する予定です。

MERIT

5

加入・履行証明願の作成が 負担軽減されます!

専用サイトから「建設業退職金共済掛金納付・充当状況証明書」をダウンロードすることにより決算期間内の掛金納付状況が確認できます。「加入・履行証明願」への転記が可能です。

MERIT

6

公共工事における工事関係書類の 電子化に対応しています!

国土交通省から各地方整備局等への通達により、建退共の掛金収納書も電子化に対応しています。*3

MERIT

7

発注機関等への提出・提示書類が 軽減されます!

発注機関等による建退共制度の履行確認時において、共済証紙にかかる様式等の提出・提示が不要です。(工事別共済証紙受払簿・共済証紙貼付状況報告書等)

MERIT

8

公共工事における 各種書類の保存に便利です!

公共工事における書類は、掛金充当状況の確認のため、工事完成後1年間保存することとされています。電子データでの保存が可能のため、ペーパーレス化が図れます。

*1 退職金ポイントはペイジーまたは口座振替で購入できます。お手元の共済証紙は退職金ポイントに交換できます。*2 電子申請専用サイトに登録する工事情報や就労実績データは「就労実績報告作成ツール」を使って作成します。CCUSの就業履歴を活用することによりさらに効率化が図れます。*3 国技建管第26号「工事関係書類の標準様式」の改定について(令和3年3月31日付)

電子申請専用サイトの
お試し体験ができます!

建退共電子申請専用サイト体験版はこちら



電子申請方式について

電子申請方式全般の詳細はこちら



電子申請方式システム操作方法についてのお問い合わせ先(専用コールセンター)

建^{GEN}退^{AI}共^{GYO}済^{SEI}制度
建設業退職金共済制度

TEL 0120-006-175

受付は土・日・祝日を除く平日9:00~17:00

(2024.09)

第171回 副業が会社にもたらすもの

●相談内容●

当社で副業をしている従業員がいます。しかし、副業もしている影響か、十分に休みを取れていないように見えます。また、事実上の労働時間が伸びてしまっている影響でメンタルヘルスの問題も生じないか心配です。副業をやめさせることはできるでしょうか。また、メンタルヘルス等の問題が生じた際、どのように対応すればいいでしょうか。

○回 答○



弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省（現厚生労働省）入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

副業について

現在は、一つの職業にのみ従事するのではなく、副業をする人が増えていきます。今年11月にフリーランス新法が施行されてからは、要件を満たせば副業についても法律保護が認められることから、副業をする人は今後増えていくことが予想されます。

副業は、従業員にとって、賃金を得られる、会社ではできない別の自らしたい仕事をするというメリットがあります。

そして、就業時間外にどのようにして過ごすかは、労働者の自由であり、原則として、副業は認めなくてはなりません。会社は副業を絶対的に禁止するような就業規則を定めることはできません。

副業に伴うリスク

しかし、副業を認めることに伴う様々な問題が生じることになります。

もちろん、副業の労働があることで就業時間外に十分に回復することができず、会社での業務に悪影響を及ぼしてしまうこともあり得ます。その他、長時間の労働によるメンタルヘルス等の問題で安全配慮義務違反が問われるリスクもあります。他にも、会社の利益に相反する活動をする、情報漏洩する等のリスクがあります。

このようなリスクに備えて、会社として取るべき対応を取らなくてはなりません。裁判例でも、例外的に上記のリスクがある場合に備えて許可制とすることは認められています。

なお、安全配慮義務違反については、会社が従業員の総労働時間を把握していない、または、会社が従業員の全体としての業務量・時間が過重であることを把握しながら放置していた場合において、問題となっています。つまり、少なくとも副業について届出をする義務を定め、定期的な面談等で副業の状況について確認するといったことをするべきです。

それでも副業を認める意味

リスクを考慮すると、会社にとって副業を認める意味はないように思われます。

しかし、副業を認めることで、従業員のスキルアップや自律性の促進、人脈の拡大といったことが見込まれます。その他、「給料が低い」、「他の仕事にも挑戦してみたい」という理由で優秀な人材が退職することを防ぐことも、そのような優秀な人材を雇うこともできます。

会社自体の事業を拡大して従業員に広くスキルアップしてもらおうとも考えられますが、もちろん限界があります。残業規制の観点から、長時間労働をさせられない場合も生じるはずで、従業員が他でも活躍することは会社の名前、イメージを向上させる効果ももたらします。

具体的な副業の事例、就業規則の規定についてお困りでしたらぜひご相談ください。

建設共済保険 (法定外労災補償制度)

— 建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします。 —

建設共済保険は建設業界の声を受けて生まれた制度です！

建設業協会と建設業福祉共済団の協力関係について

1. 建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省（現：国土交通省）及び労働省（現：厚生労働省）の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

また、運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上（増進）や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。

2. 各都道府県建設業協会と事務委託契約を締結しています。

建設業福祉共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。

また、当共済団の理事及び評議員の半数以上は建設業界から就任いただいております。さらに制度改革などを審議する運営専門委員会には各地域の建設業協会の専務理事に就任いただくなど、建設業界の声を反映しやすい組織運営になっています。

3. 「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

建設業福祉共済団では、広く建設業界のお役に立てるような事業を行っています。

- ① 契約者を対象にした事業 <労働安全衛生推進事業>
- ② 被災者を対象にした事業 <育英奨学事業>
- ③ 建設業界を対象にした事業 <一般助成事業など>

建設関係団体の実施する建設業の担い手確保・育成等の社会貢献、公益事業活動に対して助成を行っています（協会が実施する「i-Construction 及び働き方改革研修会」への助成等）。

建設共済保険は、建設業に従事する労働者が業務・通勤災害により死亡したり、重度の身体障害（障害1～7級、傷病1～3級）を残した場合、または傷病の状態にある場合に国の労災保険の給付に上乗せして保険金を支払う制度です。

【建設共済保険の特長】（年間完成工事高契約）

- ① 建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ② 災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③ 契約者割戻金制度で掛金負担が軽減
- ④ 同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ⑤ 元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑥ 代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑦ 経営事項審査において15点の加点

【育英奨学事業】

被災者（死亡および障害・傷病3級以上）の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人 建設業福祉共済団

ご契約に関するお問い合わせ  0120-913-931

その他のお問い合わせ 03-3591-8451



取扱機関

一般社団法人 岡山県建設業協会

Tel 086-225-4133

URL:<https://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険

検索 

新しくなって、さらに安心・納得!

手厚い補償
保険金区分合計
最高**5,000万円**

**契約者
割戻金制度**
により
掛金負担が軽減

労働者と企業の
**リスクを
カバー**



社員と家族、会社を守るために。

**割戻金の支払いが
始まっています。**

建設共済保険

法定外労災補償制度

**今すぐ、
ご加入を!**

「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人

建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー 11階

■ 取扱機関:(一社) 岡山県建設業協会



正確な掛金の試算や資料請求はこちらまで



0120-913-931

受付時間 午前9:00～午後5:00(土日祝を除く)

詳しくはHPをご覧ください!

建設共済保険

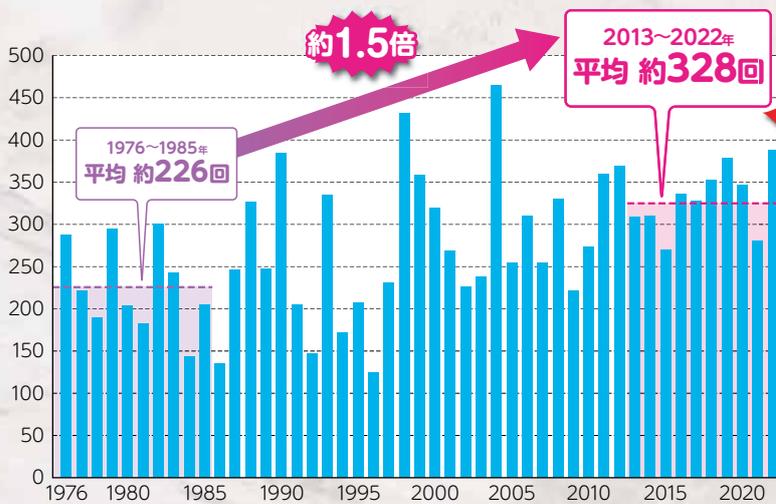
検索

<http://www.kyousaidan.or.jp>

建設業総合補償制度

台風・集中豪雨への 備えは十分ですか?

近年、大型台風や集中豪雨などによる大きな被害が、各地で多発しており、企業における水災への備えの必要性が、一層高まっています。



時間雨量50mmを超える
短時間強雨の発生件数は
約1.5倍に(注)

(注) 出典: 気象庁HP 全国(アメダス)の1時間降水量50mm以上の年間発生回数 (2023.11 現在)

建設業総合補償制度で 水災事故もしっかり補償!



本制度でお支払いした水災事故例

土木工事

平成30年7月の西日本豪雨により、工事現場の進入路が破壊された

1321万3776円

強雨・雹により、道路新設工事で伐採した地盤が広範囲で崩れ、復旧費用が発生(警備の人員補強経費を含む)

1192万3662円

道路災害復旧工事中に、完成した仮設道路が雨で一部流出した

786万4500円

建設工事・組立工事

機械式の立体駐車場が豪雨により水没した

192万8240円

集中豪雨により埋没してある防火水槽が使用不能となった

488万9602円

支払限度額・免責金額

充実の補償内容

土木工事保険

1工事あたりの
支払限度額

1事故かつ1工事期間中につき

2,000万円もしくは
各工事の保険金額(=請負金額)のいずれか低い額

1事故あたりの
免責金額(自己負担額)

(1) 火災、落雷、破裂・爆発の場合:**0円**

(2) 盗難の場合:**10万円**

(3) (1) (2) 以外の事故による場合:**100万円** または **150万円**
*100万円か150万円のいずれかを加入時にご選択いただけます。



組立工事保険

1事故あたりの
支払限度額

各工事の保険金額(=請負金額)

(注) 工具は、保険期間中100万円まで。(建設工事保険のみ補償)

1事故あたりの
免責金額(自己負担額)

(1) 火災、落雷、破裂・爆発の場合:**0円**

(2) (1) 以外の事故による場合:**10万円**



建設業総合補償制度に未加入の皆様、また第三者賠償補償のみご加入の皆様は、この機会に工事補償へのご加入を検討してみませんか?第三者賠償補償とセットで加入すれば、工事補償の保険料が**10%割引**となります。ご相談、お見積りはお気軽にお問合わせください。

お問合わせ先

一般社団法人 岡山県建設業協会

086-225-4133

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 岡山支店 岡山第一支社
岡山市北区幸町8-22 三井住友海上岡山ビル4階

086-225-0835

制度幹事代理店

株式会社 建設産業振興センター
東京都港区虎ノ門4-2-12

03-5408-1909

※このチラシは保険(土木工事保険、建設工事保険、組立工場保険)の特徴を説明したものです。詳細は建設業総合補償制度パンフレットをご覧ください。

B23-XXXXXX 承認年月:2024年4月

秋の交通安全県民運動

交通事故死ゼロを目指す日 9月30日月

重点1 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止

- 夕暮れ時以降は歩行者の姿が運転者などから認識しにくくなります。外出する時には明るい目立つ色の服装と反射材を活用しよう。
- 歩行者も横断歩道を渡る、信号機に従うなど交通ルールを守り自らの注意で事故を防ごう。



重点2 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶

- 夕暮れ時以降は早めのライト点灯!夜間帯は速度を落とし、ハイビームとロービームの切り替えをこまめに行いましょう。
- 飲酒運転も、あおり運転も「絶対にしない、させない!」飲酒運転も、あおり運転(妨害運転)も、重大事故につながる危険な行為です。一人ひとり「絶対にしない、させない」という強い気持ちで根絶しましょう。



重点3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- 自転車安全利用五則を守りましょう。

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



- 自転車の安全を確保するために定期的な点検整備を行いましょう。
- 万が一自転車事故を起こしたときに備え、損害賠償責任保険等に加入しましょう。
- 電動キックボード等の特定小型原動機付自転車を利用する時は、交通ルールを守り、ヘルメットを着用しましょう。



重点4 横断歩行者優先の徹底

- 横断歩道標識やダイヤモンドの先には、横断歩道があります。
- 横断歩道は歩行者優先。横断歩道を渡ろうとしている人や横断している人がいるときは、車は止まらなければいけません。
- 歩行者は、手を上げる、運転者にアイコンタクトを送るなど、運転者に渡ろうとする意思を伝えましょう。



重点5 運転中のスマートフォン等使用禁止の徹底

- 運転中にスマートフォンや携帯電話を手に持ち通話や画面注視といった「ながら」運転をしてはいけません。
- 「ながら」運転は重大な事故の原因となるためやめましょう。



重点6 スピードダウンの励行

- スピードを落とすことで、事故を未然に防ぎ、万が一事故にあったときの被害を軽減することができます。
- 危険に備えて安全に停止できる速度で運転しましょう。
- カーブの手前では、十分に速度を落としましょう。



重点7 自転車の安全利用とヘルメット着用に向けた理解の促進

- 自転車は車両の仲間です。歩行者や他の車両に迷惑や危険が及ばないように安全に利用しましょう。
- ヘルメットはあなたの命を守ります。ヘルメット非着用の場合、着用時と比べて事故での致死率が高くなっています。被害を軽減し自身を守るため、必ずヘルメットを着用しましょう。



協会日誌

- 6. 8. 5 建退共電子申請方式操作説明会(新見)
- 6. 8. 6 正副会長会
- 6. 8.21 理事会
- 6. 8.22 建退共電子申請方式操作説明会(真庭)
- 6. 8.28 第3次・担い手3法に関する説明会(オンライン)
- 6. 8.28 中国ブロック協議会専務・事務局長会議

とれたて おかやま いただきます!



進めよう!
地産地消
おかやま

発行 一般社団法人 岡山県建設業協会

TEL (086) 225 - 4131

FAX (086) 225 - 5388

〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号

URL : <http://www.okakenkyo.jp>

E-mail : info@okakenkyo.jp